

2021年11月15日

## 意見概要及びそれに対する当協会の考え方

No	意見概要	日本暗号資産取引業協会の考え方
1	<p>意見：現在ご検討の「移転関連情報の取得義務」等にも関連する内容になるかと存じますが、暗号資産の特性によってKYC済みのアドレスにのみ送金を可とする態勢を明確化するなど（プライベートチェーンで資産特性が高い暗号資産については、KYC条件付き不特定多数向けサービスとするなど）、暗号資産を用いたML/FT悪用事例が絶えない状況を改善すべく、暗号資産の不特定多数に対する概念の見直し等を実施し、本規則にもご反映頂くことをご検討頂ければと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>